

登録後の手続きについて

栃木県県土整備部住宅課

(1) 登録事業者の義務

- ・登録事項の変更の届出(法第9条)
- ・誇大広告の禁止(法第15条)
- ・提供するサービス等の登録事項の情報公示(法第16条)
- ・契約締結前に、サービス内容や費用について書面(別記様式第15号)を交付して説明すること(法第17条、要綱第13条)
- ・入居契約に従ったサービスの提供(法第18条)
- ・帳簿の備え付け(法第19条)(国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第21条)

(2) 登録後の各種手続きの概要

手続き	事由	実施者	時期	提出先	提出書類	添付書類	部数	
1 完成予定日の報告	新築又は増築、改修を行う登録住宅の完成する予定日の決定	登録事業者	完成する予定日の14日前まで	県 住宅課	登録住宅完成予定日報告書 (別記様式第16号)	なし	1部	
2 定期報告	毎年3月末日現在における登録事業の状況についての報告	登録事業者 <small>※3月末日時点で 入居開始済の住宅</small>	当該年の5月末日までに		定期報告書 (別記様式第17号)		1部	
3 変更の届出 主な変更例	登録事項又は登録申請の際に必要な添付書類の記載事項に変更があったとき	登録事業者	変更した日から30日以内		"	"	変更届出書 (規則別記様式第2号)	記載事項に変更があった添付書類
	事務所の代表者である使用人の決定	"	"				別記様式第3号	
	住居表示の決定						なし	
	役員変更						登記事項証明書、定款、別記様式第3号	
	家賃・共益費・敷金の変更						記載のある契約書など	
契約内容(賃貸借・サービス)の変更								
4 登録の更新	登録は5年ごとの更新が必要	登録事業者	従前の登録の有効期間の満了の日まで		※更新手続きは、新規申請の手続きと同じです。		1部	
5 事故報告	入居者の生命・財産等が脅かされる事故があったとき <small>※まずは、速やかに電話連絡してください。</small>	登録事業者	当該事故が収束したときは、遅滞なく		事故報告書 (別記様式第18号)	なし	1部	
6 地位の承継の届出	登録事業者がその登録事業を譲渡し、元の登録事業者から地位を継承したとき	譲受人など	地位の承継をした日から30日以内		地位承継届出書 (別記様式第10号)	地位を承継したことが分かる書類 (契約書など)の写し	1部	
7 登録事業の廃業の届出	登録事業を廃止しようとするとき、又は登録事業者である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散しようとするとき	登録事業者	その日の30日前までに	廃業等届出書 (別記様式第11号)	なし	1部		
8 破産手続開始決定の届出	登録事業者が破産手続開始の決定を受けたとき	登録事業者	その日から30日以内	破産手続開始決定届出書 (別記様式第12号)	破産手続開始の決定を受けた旨を証する書類	1部		
9 登録の抹消申請	・登録の抹消を申請する場合 ・5年ごとの更新の手続を行わなかった場合 ・法第26条第1項若しくは第2項又は第27条第1項の規定により、都道府県知事が登録の抹消を行った場合	登録事業者		登録抹消申請書 (別記様式第13号)	なし	1部		
10 その他の報告	・県は、登録事業者又は管理等受託者に対し、状況報告を求めることがあります。	登録事業者	求めた日から7日以内	状況報告書 (別記様式第19号)	なし	1部		
11 立入検査	・県は、登録事業者又は管理等受託者の事務所・登録住宅への立入検査を行うことがあります。	県						

※上記以外にも添付書類が必要な場合がありますので、ご不明な点は御確認ください。

(連絡先) 栃木県県土整備部住宅課(028-623-2484)